

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年10月20日（金） 10：02～10：21

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

欠席者：小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○政令 11件

○人事 5件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、陸上自衛隊が西部方面隊実動演習を実施するため、沖縄県那覇市の「那覇港湾施設」を共同使用するもの等、計13件であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「トンガ国」、「ノルウェー国」及び「南スーダン国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「平成28年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」は、同地震による激甚災害に係る中小企業者への災害関係保証の特例について、適用期間を平成30年10月31日まで延長するものであります。

次に、「平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」は、同期間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を指定するものであります。

次に、「公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令」は、同法の対象法律として、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律等を追加するものであります。

次に、「農業保険法施行令」は、共済事業の共済掛金に係る負担金の交付等について定めるものであり、「農業災害補償法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、農業共済団体を組合等登記令の対象とする等関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成30年4月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、危機関連保証の保険料率を定める等関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「海上交通安全法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成30年1月31日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同改正法の指定海域を東京湾と定める等関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「土壌汚染対策法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、土地の形質の変更の届出時における土壌汚染状況調査結果の報告に関する規定等の施行期日を平成30年4月1日と定めるものであり、「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」は、汚染土壌処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を定め

るものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、小野寺防衛大臣が第4回拡大東南アジア諸国連合国防相会議出席等のため22日から25日まで海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、財務省関税局長飯塚厚外2名に、関税協力理事会日本政府代表等を命免すること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部在勤大使佐藤地にハンガリー国駐箚を命ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、石坂昭外308名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外の人事案件について、申し上げます。平成29年秋の褒章797名について、御決定をお願いいたします。なお、発令日までの間に死亡した者につきましては、遺族追賞等の手続きをとることとし、また、褒章を授与することがふさわしくない事由が生じた候補者につきましては、その発令を留保することとしております。報道関係の取扱いにつきましては、11月2日午前5時から報道解禁となっておりますので、特に御留意いただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：小野寺大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を防衛大臣の臨時代理に指定します。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された松山大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔平成29年  
10月20日〕（金）

## ◎一般案件

- 資料あり ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び  
安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに  
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」  
第2条に基づく施設及び区域の一部返還，共同使  
用，使用条件変更及び追加提供について（決定）  
（防衛省）
- 資料なし ☆ トンガ国駐劄特命全権大使石井哲也外2名に交付  
すべき信任状及び前任特命全権大使沼田行雄外2  
名の解任状につき認証を仰ぐことについて  
（決定）（外務省）

## ◎政 令

- 資料あり ○ 平成28年熊本地震による災害についての激甚災  
害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する  
政令の一部を改正する政令（決定）  
（内閣府本府・財務・経済産業省）
- 〃 ○ 平成29年9月15日から同月19日までの間の  
暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並  
びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政  
令（決定）  
〔内閣府本府・総務・財務・文部科学・  
厚生労働・農林水産・国土交通省〕
- 〃 ○ 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令  
の一部を改正する政令（決定）（消費者庁）
- 〃 ○ 農業保険法施行令（決定）（農林水産・財務省）
- 〃 ○ 農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）

資料あり  
資料あり

- 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（経済産業・財務省）
- 〃 ○ 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（環境省）
- 〃 ○ 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

#### ◎ 人 事

資料なし  
資料あり

- ☆ 防衛大臣小野寺五典の海外出張について（了解）
- ☆ 財務省関税局長飯塚 厚外 2 名に関税協力理事会日本政府代表等を命免し、在ロシア日本国大使館一等書記官佐藤宏昭に漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずることについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆ 元郵政事務官石坂 昭外 3 0 8 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成29年〕  
10月20日 (金)

◎人事

資料あり ○平成29年秋の褒章について (決定)

[○署名あり ☆署名なし]